「華北分離工作」以降の中国における 「傀儡政権」の財政構造

平 井 廣 一

「華北分離工作」以降の中国における「傀儡政権」の財政構造

平 井 廣 一

目次

はじめに

- 1 冀東防共自治政府
- 2 中華民国臨時政府
- 3 華北政務委員会
- 4 中華民国維新政府及び中華民国政府(汪 兆銘政権)
- 5 蒙古連合自治政府 むすび

はじめに

1933年5月,関東軍代表・岡村寧次と中国 軍代表・熊斌との間で満州事変の戦後処理と して塘沽停戦協定が締結され,万里の長城以 南に非武装地帯を設定して日中両軍は撤兵し, 当該地域の治安維持は中国警察が担当するこ とになった。

さらに1935年5月,支那駐屯軍は,国民政府軍事委員会北平分会長・何応欽に対し,抗日運動を理由に国民党部を河北省から撤退させることを要求,6月の梅津・何応欽協定でこの要求を認めさせた。そして非武装地帯には,1935年11月に冀東防共自治委員会(委員長・殷汝耕)が成立し(翌12月に自治政府と改称),同委員会は南京の国民政府からの独立を宣言した。さらに非武装地帯の西側で北平(北京)を擁する河北省と察哈爾省を統括する冀察政務委員会が日本軍の圧力によって成立する(委員長は宋哲元)。

1937年7月の盧溝橋事件を契機に日中戦争 は本格化し、早くもその年の12月14日には、 北平(北京)で北支那方面軍の指導によって 「中華民国臨時政府」が成立した(首班は行政委員長の王克敏)。そして冀東防共自治委員会は,臨時政府の成立とともに同政府に吸収された。

明けて1938年1月11日,大本営と政府首脳は、御前会議で「支那事変処理基本方針」を決定し、蔣介石の国民政府が講和をもとめてこない場合は以後これを対手とせず、新政権成立を助長することとした。ここで日本政府と陸軍がその誕生を期待した新政権とは、先に北京で成立した臨時政府と同様の、軍による傀儡政権で、中支那派遣軍の後押しによって同年3月28日に南京で成立した「中華民国維新政府」(行政院長・梁鴻志)に他ならない。

その後、臨時政府(北京)と維新政府(南京)という2つの政権は、翌38年9月22日に連合して「中華民国政府連合委員会」となる。そしてこのうち南京の維新政府は、重慶を脱出した汪兆銘を主席として1940年3月30日に成立した「中華民国政府」(首都は南京)に吸収され、北京の臨時政府も「中華民国政府」の1地方委員会としての性格を持つ「華北政務委員会」となった。

加えて,内蒙古においては,1937年11月22 日に,関東軍の指導で蒙古連盟・察南・晋北 の3自治政府が合体して成立した蒙彊連合委 員会が再編されて,蒙古連合自治政府(1939 年9月1日成立)が成立する。

本稿では、現地の日本軍の指導によって次々と成立するこれらの傀儡政権の財政構造を検 討することによって、各政権の政策的な重点 がどこにあったのかを明らかにする。すなわ ち,各政府が日本軍に協力して中国の占領地 支配を進める際に、どのような行財政機構を 持ち、それらを通じてどのような政策を実施 しようとしたのか、そのためにはどの程度の 経費を投入したのか、またその財源は何かを 解明する。

1941年12月にアジア太平洋戦争が勃発すると、「大東亜共栄圏」において、日本の戦争経済力を支える役割は中国に集中する。いわゆる「日満支経済ブロック」の強化である。石炭や棉花、塩等の戦略資源の対日輸送はもちろん、軍の現地自活に必要な衣料や食糧も増産されねばならない。傀儡政権はこうした戦争経済力の構築という課題にどのように答えようとしたのか。財政構造の検討はそうした課題に接近する手掛かりとなるであろう。

1 冀東防共自治政府

1935年11月25日,日本軍による華北分離工作の結果,長城以南に非武装地帯を設置して

表 1 冀東政府一般会計歳入予算 (1,000元)

	1936年	F度半期	1937年度半期		
租税収入	2,676	(43.5)	3,000	(43.2)	
地租	338	(5.5)	293	(4.2)	
契税	270	(4.4)	352	(5.1)	
屠宰税	207	(3.4)	163	(2.3)	
牲畜税	103	(1.7)	93	(1.3)	
営業税	416	(6.8)	511	(7.4)	
巻煙草税	564	(9.2)	897	(12.9)	
酒煙草稅	203	(3.3)	253	(3.6)	
統税	431	(7.0)	289	(4.2)	
印紙税	133	(2.2)	143	(2.1)	
繰入収入	2,100	(34.1)	2,100	(30.3)	
長蘆塩税繰入	1,500	(24.4)	1,500	(21.6)	
北寧鉄路繰入	600	(9.8)	600	(8.6)	
警税収入	119	(1.9)	102	(1.5)	
鉱業電業収入	84	(1.4)	84	(1.2)	
特別会計繰入金	1,132	(18.4)	1,500	(21.6)	
その他とも歳入総計	6, 153	(100.0)	6,939	(100.0)	

出所:「冀東政府民国廿六年度 (半ケ年) 一般会計予算」 (『毛里英於菟文書』79)

(備考)

①半期とは7月~12月の下半期。

②その他収入は、広告収入、交通収入、雑項収入、建設 庁地租収入(北蔵河造林区地租・北蔵河第2工巡段地 租)、建設庁水租収入(すべて37年度のみ)である。 冀東防共自治委員会(委員長・殷汝耕)が成立し、1ヵ月後の12月25日に冀東防共自治政府と改称した(殷汝耕は総務長官に就任)。ここでいう「自治」とは、南京の蔣介石・国民政府から分離・独立した政権であることを意味する。

同政府は、秘書・保安・外交の3処と民政・ 財政・教育・建設の4庁によって構成され、 通・撫寧・龍・順義・昌平など河北省内の22 県をその管轄下に置いた⁽¹⁾。

同政府の一般会計を1936年度と37年度の下 半期について概観したのが表1と表2である。 表1の歳入は、各種の租税と塩税の繰入収入、 そして特別会計からの繰入金によって構成さ れている。租税では統税と酒煙草税・巻煙草 税、営業税などが主なものであるが、政府財

表 2 冀東政府一般会計歳出予算 (1,000元)

	1936年月	度下半期	1937年	度下半期
自治政府	962	(15.6)	860	(12.4)
政府直轄各機関	98	(1.6)	600	(8.6)
法律審査委員会	7	(0.1)	7	(0.1)
建設委員会	29	(0.5)	39	(0.6)
水利委員会	31	(0.5)	109	(1.6)
教科書編纂委員会	30	(0.5)	27	(0.4)
沿海輸入貨物查検所	_	-	180	(2.6)
特種稽查処	_	-	120	(1.7)
特別会計管理処	_	-	20	(0.3)
採金局	_	-	60	(0.9)
禁煙総局	_	-	36	(0.5)
政務処	47	(0.8)	50	(0.7)
外交処	34	(0.6)	53	(0.8)
保安処	2,007	(32.6)	2,595	(37.4)
第1~第4保安総隊	1,156	(18.8)	1,234	(17.8)
教導総隊	296	(4.8)	284	(4.1)
保安処施設費	47	(0.8)	52	(0.7)
服装費	357	(5.8)	326	(4.7)
運輸大隊車両費支払	_	_	308	(4.4)
民政庁	1,164	(18.9)	1,007	(14.5)
22県行政費	492	(8.0)	310	(4.5)
22県警団補助	180	(2.9)	200	(2.9)
3 直轄警務局	180	(2.9)	185	(2.7)
財政庁	232	(3.8)	363	(5.2)
建設庁	420	(6.8)	518	(7.5)
教育庁	659	(10.7)	543	(7.8)
実業庁	283	(4.6)	214	(3.1)
農事試験場	24	(0.4)	49	(0.7)
農場	19	(0.3)	10	(0.1)
工業試験所	13	(0.2)	29	(0.4)
植綿指導所	26	(0.4)	14	(0.2)
司法経費	243	(3.9)	132	(1.9)
歳出総計	6, 153	(100.0)	6,939	(100.0)

出所:表1に同じ。

政は主として消費税によって支えられているといってよい。また表2の歳出では、治安警察費が全体の30%台と圧倒的であり、次は「民政庁」費、つまり地方財政への補助金が多く、これ以外に目立った費目としては、建設庁、教育庁、実業庁の各省庁費がある。最上段の「自治政府」とは中央政府(内閣)の費用であろう。禁煙総局とは、阿片専売を担当する部署である。

ところで, 冀東政府が防共自治委員会と称 していた1935年11月30日に、通州(同委員会 の首府所在地) に出張した支那駐屯軍司令部 の嘱託員による出張報告書(2)によれば、①省 歳入は22県中調査済の18県で約270万円、こ れに対して省歳出は保安隊費(隊員14,000人) 240万円, 県公署費30万円, 省立中学校費若 干が主なものであり、歳入出とも概ね270万 円で過不足なし、②中央歳入は、統税200万 円(セメント180万円と綿糸20万円,その他 は麺粉〔小麦粉〕,石油,燐寸がそれぞれ若 干額), 開灤炭鉱産税120万円, 関税100万円, 塩税310万円, 酒煙草税と印紙税が若干額, 合計約700万円と推定される、③県レベルの 地方歳入は、22県のうち同じく調査済の18県 で約200万円, その他に保衛団(民団)の維 持費として2県で50万円があり、少なからざ る負担となっている、④地方歳出は不明、と いうものであった。

このうち省歳入については、自治委員会成立以前は各県が徴収して省へ送金していたが、 委員会成立後は送金を停止させて、自治委員 会すなわち中央政府の財源とする措置が取ら れた。したがって各省に所属していた保安隊 は委員会の所轄になる。また中央歳入に関し ては、唐山の統税管理局、印紙・酒煙草稽査 局、唐山税務徴収局を唐山保安隊の監視下に 置き、各税の委員会への財源化を進めた。

以上のような出張報告にみられる財政状況と表1・2を比較すると、歳入面では、関税収入が表1には計上されず、塩税額は、表1は7月~12月の下半期分の予算なので金額的には調査の700円と合致する。統税は、表1を倍額にしても100万円にしかならず、調査の200万円とは大きく開いているがその理由は不明である。

また歳出面では、報告では省が支出する保 安隊費が240万円となっているが、表2では 半期で200万円が計上されており、こうした 差額が発生する理由も不明である。

翼東政権でただちに想起されるのが翼東密 貿易であるが、政府は「冀東沿海輸入貨物登 陸査検暫行規則」を定めて、角砂糖・人絹・砂糖・貝柱等の日本からの貨物については、正規の輸入税の4分の1を徴収して輸入を認めていた^⑤。表2にある「沿海輸入貨物査検所」がこの検査機関であるが、査検料は表1の歳入項目には見当たらない。また関税収入は、冀東政府がこの時点では天津等の国民政府の税関を接収していないために計上されていないのであろう。

冀東政府の歳入を考察する際に見逃しては ならないのが阿片専売である。表2では1937 年度の下半期に「禁煙総局」費が若干計上さ れているが、表1の歳入には阿片収入は計上

表 3	冀東政権による阿片専売収支	予想額	(1,000円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5 年度
売却見込み量	1,200	2,000	3,000	4,000	5,000
売却収入(A)	3,000	5,000	7,500	10,000	12,500
原料購入費(B)	2,400	4,000	6,000	8,000	10,000
経費(C)	300	350	400	450	500
益金(A) - {(B) + (C)}	300	650	1,100	1,550	2,000

出所:「冀東防共自治政府禁煙制度案 昭和十一年六月十一日」 (『毛里英於菟関係文書』) されていないことを考えると,売上収入が見込まれるのは翌38年度以降と想定されていたのであろう。

翼東政権が計画した阿片専売は、日本統治 下の台湾や満州国とほぼ同制度であり、政府 が1936年6月に作成した公布した「禁煙制度 案⁽⁴⁾」によれば、以下のような計画であった。

第1に、「禁煙条例」によって、成年の「癰者」(中毒者)と認められた者以外は原則的に阿片の吸食を禁じ、中毒者には政府が製造し売却する阿片煙膏に限って吸食を許可する、ただし、当分の間は、一般の阿片の卸売人や小売人が煙膏の製造を認めるとした。つまり原則として製造専売制度を採用している。

第2に、吸食許可者の携帯する「吸煙証」は、禁煙署長が発給し、警察官署が公布する。 またその交付は申告方式であった(「禁煙条 例施行規則」第1条)。

第3に,事業計画は以下のようである。ます冀東政府の支配地域22県の人口を630万人と推定し、中毒者を人口の3%,20万人とする(この中毒者数の推定の根拠は、中華民国、関東州、台湾で発表されている数字を基礎とする)。中毒者の消費する阿片は1人1日1匁(3.75g)強として年間40万両(1両は約10匁),20万人で800万両となる。また阿片煙膏の製造原料である生阿片は満州国から購入し、単価は1両2円,中毒者への売下価格は1両2円50銭とする。

ただし、初年度は全消費量800万両の15% のみを政府の専売品で賄う(残りは民間の売捌人から購入させる)として120万両となり、その販売総額は2.5円×120万両=300万円、これから原料購入費240万円及び諸経費30万円を差し引くと、初年度の益金は30万円となる。また事業開始に必要な資金は、原料阿片2カ月分(20万両)40万円と経費の半額15万円を合わせて55万円と算定された。

この初年度から5年目までの収支計算は,

表3にあるように、売下収入から経費を差引いた益金は年々増加して第5年度には200万円にも上り、表1の冀東政府の歳入の約3分の1に相当している。

再度表 2 に戻り、冀東政府の主要経費の内容を検討する。歳出の主要費目である「保安隊」は、その前身を「新満義勇軍及于学忠軍の一部を改変したるもの⁽⁵⁾」とされ、第 1 (通州)・第 2 (昌黎)・第 3 (唐山)・第 4 (蘆台) の 4 総隊に分かれ、各 2,000名の隊員が 2,500丁の小銃で武装した。

また「保安隊強化整備要項[®]」(1936年2月7日付)の「其二 強化」には、教育訓練の要項として「私兵的観念排除シ、政府ノ保安隊ナルノ精神ヲ確立スルコト」「反満抗日的観念ヲ排除シ防共精神普及ニカムルコト」と規定されていた。

治安対策費と地方財政への補助費に比較すると、経済開発関係費は金額的にはあまり見るべき費目がないが、政府直轄の建設・水利の両委員会費、及び実業庁管轄下の農事試験場、農場、工業試験所、植綿指導所の各費が主たるものであろうで。ただ、このうち水利委員会は、華北における大規模な水利・治水事業を計画して注目される。

この委員会の発足は、1938年3月末に関東 軍嘱託の本庄秀一・満州国利水科長が「冀東 地区内治水水利運河計画案」を作成したこと に始まる。本庄は、7月に通州特務機関長を 通じて冀東政府に同案を示達・説明し、その 場で実行機関として冀東水利委員会設置がま とまった[®]。

本庄が8月に作成した「冀東政府水利委員会設置要綱案[®]」の「方針」によれば、「冀東政府ノ財政確立二伴ヒ人心ノ把握並二災害ノ防止、土地開発、水運ノ整備ノ目的ヲ以テ水利計画ノ樹立並二事業ノ指導ヲ行ハシメンガタメ華北水利委員会ト対立シテ冀東政府内ニ直チニ強力ナル水利機関設置ノ要アリト認ム」とあり、蔣政権側の組織である華北水利委員

会とは別の、換言すれば日本の華北支配に合 致する委員会の設置を訴えている。

これを受けて10月に公布された「水利委員会組織規定」によれば、委員会は冀東地区内の港湾、水利、水運等の工事設計及び実施事項を掌理し、委員長は政務長官の殷汝耕、副委員長は建設庁長の王厦材、そして顧問に坂本助太郎がそれぞれ任命された。その他の委員は12名で、政府の財政、民政、実業の各庁長の他、地方士伸(地方有力者でおそらく地主であろう)が4名加わることになった¹⁰⁰。

具体的な事業計画と予算¹¹¹は、①港湾6,000 万円(うち国庫負担350万円)、②治水3,550 万円(同2,050万円)、③水利6,780万円(同 1,370万円)、水運1,000万円(同835万円)で、 総工費1億7,310万円、うち国庫負担総額4,605 万円という大工事計画であった。

そしてその財源は、国庫負担に関しては、 ①国税の増税による築港費(塘沽港を除く)の捻出、②新設の水利税・碼頭税・通航税及び航運業組合税を担保とする公債発行、③建設事業彩票〔宝くじ〕の発行、④水力発電権を担保とする事業資金の獲得、⑤水利事業経営者の納税、など増税と新税を充当する。また、国庫負担以外では、①特別港湾都市委員会による調達(塘沽築港費=5,650万円)② 冀東銀行の融資(企業組合が実施する水利事業=2,740万円)、③会社による調達(企業会社による調達(貯水事業=1,150万円)が期待された。

総じて、冀東政府の財政は、塩税と各種消費税で治安警察費と地方財政への補助を賄うという単純な構造になっていた。そのことは、水利事業をはじめとする経済開発政策や農業政策がまだ計画段階にあるとともに、日本の冀東地区における「経済的権益」が制約されていたために、この時点では日本企業や中小商工業者の進出による資本の活動が活発ではないことを示している。したがって、満州

国の事例のように、日本による経済活動が活発化し、さらに治外法権を撤廃すれば、租税構造が大きく変わる可能性があったが、同政府は日中戦争が始まると次に検討する臨時政府に吸収されることになる。

2 中華民国臨時政府

1937年12月に北平で成立した臨時政府の行政組織¹⁵⁸は、中央に議政委員会・司法委員会・ 行政委員会の3委員会があり、そのうちいわば内閣に相当する行政委員会は、内務部・財政部・治安部・法部・教育部・実業部の6部と、地方政府である河北・山東・山西・河南の4省の公署及び北京・天津・青島の3特別市、政府の直轄機関である建設総署・印刷局・郵政総局・新民学院を所轄していた。

次に、行政委員会所属の各部のうち、主たる部局の組織をみると、内務部には総務・民政・礼俗・衛生の4局と中央防疫委員会が設置され、衛生行政が主務であった。財政部は税務行政を担当する税務局の他に、会計局・公債局・国庫局があり、同部の直轄機関として統税公署、長蘆・山西・山東の3塩務管理局(塩税徴収機関)、東海・膠海・津海の海関(税関)監督公署、そして4省の財政庁を管轄していた。

このうち統税公署は、塩税と並んで臨時政府の重要な財源である統税を、北京・青島・天津・唐山・石家荘・済南・煙台・承徳・太原の統税分局によって統括していた他、印紙税、酒煙草税、鉱産税、所得税を徴収する各科と、阿片税を担当する「禁煙清査科」をその管理下に置いていた。

治安部は、中央の総務・建制・保衛・教練・経理・警政の6局に加えて、所属部隊として 憲兵隊・剿共軍・民団軍の各部隊を直轄し、 付属教育機関として陸軍軍官学校・陸軍憲兵 学校等を付設していた(警察は省・市が担当)。 法院の裁判所を所轄し、教育部は中央総務・ 文化・教育の3局に加えて、北京大学・北京 師範学院・女子師範学院等の高等教育機関を 所管していた。実業部には華北棉産改進会と 農事試験場、林場が設置されており、棉花の 増産と農産物の品種改良が重視されていたこ とがわかる。

建設総署は、総務局・公路(道路)局・都市局・水利局の4局体制で、現場の作業は北京・天津・済南・太原の4工程局が担当していた。同署と郵政総局が中央の6部に属さずに独立しているのは、おそらく道路の建設改良と郵政事業が巨額の財政費用と組織人員を必要とするためであろう。新民学院とは、満州国協和会」の華北版である新民会(後述)の幹部養成学校である。

このように、臨時政府の組織は、外交を除

く民政, 軍事, 司法, 教育・衛生, 土木事業, 実業の各中央機関を揃え, 地方政府である 4 省と 3 市を統治していた。

いうまでもなく臨時政府は傀儡政権であるから、日本側の実質的な支配が及ばねばならず、この関係を図示したのが図1である。まず北支那方面軍司令官は、臨時政府を「内面指導」し、軍司令官直属の特務部長の傘下にある行政、法制の各顧問が臨時政府の行政・議政・司法の3委員会に協力する。また特務機関は省市に、特務部の総務課は新民会にそれぞれ協力する。

さらに軍司令官は、華北の経済開発を担当する経済委員会を主宰し、その委員は特務部の3課長が委員として加わっていた。したがって経済委員会は実際には軍がその実権を掌握した委員会であり、ここで決定された議案が中国側である臨時政府と協議して決定される

(B02030537800)

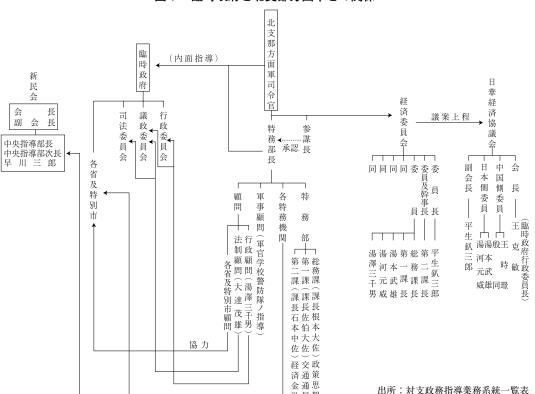


図1 臨時政府と北支部方面軍との関係

融信想

ことになっていた。

この経済委員会と日華経済協議会の性格と 役割については、行政顧問の湯澤三千男(前 職は内務次官)が北支那協会の定例会で次の ように語っている。

経済の発展, それをどうしてやるかという 問題です。支那側では現在金を出せない。そこ で金は大部分日本から出さなくてはならないと いうことになります。経済の開発, これは日 本の意思で出来る丈け実行する……そこで考え 出したのが、日華経済協議会といふ合作機関 であります。……これは、根本は何処迄も日 本の指導であらうと云ふのでありますから日本 に実権を与えて貰はなければならない。面子上 王克敏氏が委員長 [会長] になっておりますが、 副委員長〔副会長〕の平生氏〔筆者注-鉄鋼連 盟会長 平生釟三郎〕が実権を握るといふ訳で あります。結局は何うしても日本側が発案して, それをやって行く……そのために軍内に経済委 員会といふものを別に拵へて、 それには各方 面の専門家が参加する……極端に申しますると、 日華経済協議会といふものは、私は支那政府 以外の政府であらうかとも思ふのであります。 ……〔支那〕政府以外の政府で経済開発を主管 する処の別の政府があるのだと思ふい このように、日華経済協議会は完全に日本 軍が主導する経済開発機関であり、鉄鋼連盟の会長で、戦時中鉄鋼業の統制に尽力した平生が軍の主導する経済委員会の委員長となり、しかも経済協議会の実権を掌握していることを考えあわせると、鉄鉱石や石炭等の資源開発は北支那方面軍の方針に従って行なわれていることは明白である。

結局,中華民国臨時政府は,中央政府のみならず,省・市である地方政府,そし支配を浸透させるための教育・宣伝機関である新民会の活動においても北支那方面軍の協力(実際は「内面指導」であろう)を仰ぎ、とりわけ戦争の継続のために必要な資源の獲得のための経済協議会も同軍に実権を掌握されていた。

このような組織をもっていた臨時政府の財政構造を表4及び表5によってみよう。同政権の成立は1937年12月であり、40年3月の汪兆銘による南京政権の発足と同時に華北政務委員会と改称されるので、同政府の財政は実質的には同表にある1938・39年度のみである。

まず歳入面では(表4),1938年度決算では塩税と統税が歳入のほとんどを占め,39年度予算になると「銀行塾款」,すなわち中国聯合準備銀行からの借入金が加わって,これらの3種類の歳入が財政を支えていた。さら

表 4	中華民国臨時政府歳入	(1,000元)
-----	------------	----------

	1938年	度決算	1939年度	予算(A)	1939年度決算(B)		
前年度繰越	15	(0.0)	-	-	-	-	
塩税	11,682	(25.7)	17,000	(10.4)	18, 273	(16.3)	
統税	30,823	(67.9)	65,000	(39.8)	45, 597	(40.8)	
銀行塾款	_	-	79, 193	(48.5)	_	_	
前年度関税剰余金	_	-	-	-	44,000	(39.3)	
各機関経費残額返還	_	_	_	_	884	(0.8)	
過年度収入額	_	-	-	-	2, 151	(1.9)	
上期支出金振戻	_	-	-	-	201	(0.2)	
雑収入	2,866	(6.3)	2,000	(1.2)	733	(0.7)	
歳入総計	45,388	(100.0)	163, 193	(100.0)	111,843	(100.0)	

出所:1938年度は「中華民国臨時政府二十七年度国庫支出各款報告書」,39年度(A)は「臨時政府民国二十八年度歳入歳出予算及上半期実績調」(B)は「民国二十八年度中華民国臨時政府国庫収支実績表」(これらはすべて『各国財政,経済及金融関係雑纂 中国の部 華北財政関係』 B06050121200に所収)。

(備考) 財政年度は、1月1日~12月31日

表 5 中華民国臨時政府歳出

(1,000元)

	1938年	度決算	1939年度	予算(A)	1939年度沿	夬算 (B)
政費	11, 457	(21.6)	15,723	(9.6)	30,763	(19.9)
行政委員会	1,809					
新民会	2, 487					
中国聯合準備銀行	1,250					
華北電信電話株式会社	1,000					
内政費	2,705	(5.1)	540	(0.3)	1,559	(1.0)
振済部	1,441					
日本軍特務部	648					
高等警察学校	300					
維新政府	200					
財政費	1,503	(2.8)	7,790	(4.8)	3, 288	(2.1)
治安費	8, 424	(15.8)	13,693	(8.4)	15,058	(9.8)
各部隊費	2,533					
日本軍特務部	2,411					
警防隊	1,744					
憲兵司令部	388					
軍官学校	343					
陸軍軍士教導団	214					
冀東警察学校	212					
教育費	3,462	(6.5)	5,902	(3.6)	6,019	(3.9)
北京大学	776					
北京特別市公署	722					
天津特別市公署	720					
司法費	1, 158	(2.2)	671	(0.4)	2, 298	(1.5)
実業費	359	(0.7)	3,032	(1.9)	3, 934	(2.6)
農事試験所	225					
天津商品検験局	116					
建設費	10,037	(18.9)	26,515	(16.2)	35, 899	(23.3)
建設総署	10,037					
省市補助金	14,047	(26.4)	15,000	(9.2)	18, 195	(11.8)
清鄉粛清工作費			19,000	(11.6)		
会社投資及び冀東政府借款			24, 150	(14.8)	34, 552	(22.4)
軍用土地取得費			6, 136	(3.8)		
特別費			1,794	(1.1)		
総予備金			20,000	(12.3)		
前年度経費補足			1,219	(0.7)		
過年度支出					2,645	(1.7)
上期収入充当額					5	(0.0)
支出計	53, 155	(100.0)	163, 193	(100.0)	154, 221	(100.0)
差引本年度不足額	7,766				42, 378	

出所:表1と同じ。

(備老)

1938年度の不足額は、中国聯合準備銀行借入金7,776千円から国庫金10千円を差し引いたもの。

に39年度の決算は、聯銀借入金に代わって 「関税剰余金」が計上される。

また聯銀からの借入金の一部は、特殊会社への株式払込金に充当された。例えば、1939年12月現在の聯銀借入金50,193千円は、一般貸付金30,503千円(61%)、冀東政府借款5,289千円(11%)、華北交通6,000千円(12%)、中華航空3,650千円(7%)、華北塩業2,500千円(5%)、新民印書館1,250千円(2%)に充てられた¹⁵³。

「関税剰余金」とは、日本軍による占領地域内の税関(天津・煙台・秦皇島・青島)が徴収する関税収入から、日本の占領以前に中国政府が支払っていた外債の元利払のうち上記の4税関の分担額、それに加えて税関の諸経費、総税務司署の経費分担額をそれぞれ差し引いた額である¹⁰。

またこの「剰余金」は一種の目的税とされていた。すなわち、「臨時政府ノ財政ノ前途 ハ決シテ楽観ヲ許サザル模様ナルヲ以テ漫然 海関収入ニ手ヲツクルハ相当戒心ヲ要スルモノト認メラル(中略)中央トシテハ海関収入ハピムヲ得ス之ヲ使用スル場合ハ臨時的経費例へバ開発会社子会社へノ出資、農業開発費或ハ治水事業等ニ限定使用スルコトトシ経常的経費ニハ之ヲ充当セサルコトローまた「海関剰余金ハ治安維持費、建設事業費、新軍編成及維持費、飛行場其他日本軍土地買収費及新設国策会社等投資等臨時政府ノ治績トシテ後世ニ残ルヘキ事業ニ使用スロリという方針が示されていた。

具体的な充当予定額は、使用可能な海関剰余金額47,000千円に対して、治安維持費16,000千円、建設総署事業費30,000千円、軍用土地買上費10,000千円、飛行場整備費5,000千円、新軍編成及維持費4,000千円、蒙彊へ移譲分2,000千円、合計67,000円を計上し、不足分2,000千円は聯銀からの借入金で補填する計画であった。また出資の対象となる国策会社には、交通・港湾・通信・航空・発送電・鉄鋼・石炭・液化・塩業・粘土の各社が上がっていた¹⁰⁸。

次に歳出の動きを表5によって検討する。 まず38年度決算では、省・市への補助金が全体の4分の1と最大の科目であり、以下行政費、建設費、治安費と続く。また39年度の予算と決算では、建設費と清郷粛清工作費、及び会社投資及び冀東政府借款が3本柱となっている。ただし、このうち清郷粛清工作費(現地軍警による治安維持と食糧確保のための「囲い込み」費)1,900万円は決算では計上されていない。

38年度決算でかなりの比重を占める省市への補助金が当時の省・市財政の歳入に対してどの程度の割合を占めていたのかは明らかではないが、当時の省・市の行政組織には、民政・財政・教育・建設・警務の各庁(各省)、社会・警察・財政・工務の各局(北京市)があり™、戦時期という時代を考えると、おそらく警察と軍事的なインフラ投資に支出の重

点があり、政府からの補助金もこの 2 分野に 充当されたのであろう。

建設費の主体である建設総署は、公路局、水利局(河川科と港湾科の2科がある)、都市局の3局と北京・済南・太原の3公路(道路)工程局、済南の水利工程局を擁しており²⁰、道路と治水事業を手掛けていた。

治安警察費は、経常費としての治安費と39 年度の予算に顔を見せる清郷粛清工作費、さらに政費に含まれる新民会(満州国の「協和 会」に相当し、日本の支配を正当化するため の宣撫・組織)費等がある。

治安費の内訳は38年度予算でしか明らかにならないが、部隊費と日本軍特務部費が含まれており(同費は内政費にも計上)、これを見ただけでも臨時政府の傀儡性は明白である。 そして警防隊(治安隊と警防隊の相違は不明)や軍官学校が主な経費である。

また部隊費は、「李福和」「李英」「崔培徳」 等中国人の名を冠した部隊名ごとに経費が計 上されているので、これらの治安部隊は中国 軍のゲリラ掃討のために組織されたと考えら れる。中国人と直接接する治安部隊には、日 本人の軍警よりも中国人を充てるほうが抵抗 感が少なく効果的と判断されたのであろう。

その他,教育費は北京大学等の高等教育費が主なものであり,実業費は,農事試験場以外に目立った支出はない。

結局,表4・表5でわかるように,臨時政府の発足初年度にあたる1938年度の決算は約800万円の赤字を出して終わったが,翌39年度も1億6,300万円の均衡予算を組んだものの,4,200万円の赤字となった。

そしてこの赤字分を調整するために、翌1940年度では同表にある「会社(特殊会社)投資」分をあらたに設置する投資特別会計に移管し、一般会計の負担を軽減する措置が取られた。すなわち、借入金34,851千円と配当収入1,777千円を合わせた36,628千円を歳入に、出資金34,851千円と借入金利息1,701千円、準備金76

千円を合わせた36,628千円を歳出にした投資 特別会計がそれである。

出資金34,851千円を投下する主な特殊会社は、井陘、中興等の炭鉱が7,171千円、石炭共販5,000千円で全体の3分の1を占め、炭鉱開発に重点が置かれていた。これ以外の投資先は、電力関係会社として華北電業9,769千円、華北電々2,000千円、華北交通6,000千円、中華航空1,800千円、華北塩業2,000円、華北鉄鋼1,115千円がある。またここで設置が予定された投資特別会計は、次に検討する華北政務委員会へ継承された。

3 華北政務委員会

華北政務委員会の設立目的は、興亜院華北連絡部政務局による「北支政権指導要綱案²²²」 (作成の日付は不明であるが、おそらく1939年9月~10月頃と推定される。またこの要綱案には、新政権の名称は記されていない)によれば、冀東政権と同様に、国民政府からの独立であった。すなわち、同要綱案の「方針」は、「北支ハ中央政府ノ傘下ニアリテ日満両国トノ国防上、経済上ノ強度結合地帯トシテ自治権ヲ有スル地方自治体ヲ組織」し、「中央政府ニ直属スルモ事実上独立性ヲ有スル自治政権ヲ組織セシム」とうたっている。そしてこれまで華北を支配してきた臨時政府が担った政治、経済、文化的施設は、政務委員会が継承するとした。

政府組織は、首班に委員長及び副委員長を置き、副委員長が兼任する「総務庁」(内閣に相当)には、秘書処・監察局・宣伝局・企画局・印刷局・外務局の1処5局を置いた。また政権が統治する地域は、河北・山東・山西の3省と新黄河以北の河南省及び江蘇・安徽省の一部(特別市を含む)であった。

政府の権限に関しては, ①政権はその管轄 区域内において独立して各種の統治を行ない, これに伴う条例法規を制定公布する, ②この 法令は、「北支独自ノ意思ニ基キ施行スルコト [は] 朝鮮ノ日本本国ニ対スル関係ノ如クス」として、いわゆる植民地法制を導入することとした。したがって、国民政府から独立して存在する政務委員会は、法制上は日本の植民地と同様の地位に置かれることになる。

③軍事・外交面では、「北支ノ治安維持ノ 為所要ノ武装団体ヲ保有」し、「一切ノ支那 国民ニ対シ裁判権ヲ有」する、④条約の締結 等外交権限は中央政府に専属し、華北地域に 関わる事項についてはこの政権の同意を得る、 ⑤特任官以上の任命は中央において行ない、 その任命については予め日本側の同意を得る ものとする、⑥政権の財政は、「北支ニ於ケ ル収入ハ当分政権ノ収入トス但シ中央政府ニ 収ムへキ税収ニ就テハ別ニ協議決定ス」とし て、中華民国(南京)政府への財政資金の拠 出を予定していた。

この「要綱案」をより精緻化したのが「華 北政務委員会組織大綱案²⁸」(1939年10月10日 付)である。この「大綱案」は基本的には先 の要綱案を継承しているが、個々の方針につ いて精緻化、具体化された点を挙げると以下 のようになる。

まず、政務委員会の委員長は委員17~21人の中から選任し、建前としては中華民国政府の行政院長が中央政治委員会に呈請して任命することになっていたが、秘密交換公文によって事前に日本側の諒解を得ることになっていた。つまり政務委員会の首班は事実上日本軍の意向によって決定された。また中央省庁には、内政部・財政部・治安部・法務部・教育部・実業部の6部と総務庁・参議庁・建設庁の3庁を置き、それぞれ部長と庁長を置くこととした。

政務に関しては、従来臨時政府によって計画・着手されていた鉄道、航空、通信、放送、 道路、港湾、鉱山等一切の建設事業、文教、 医療、防疫の文化的事業は政務委員会がその まま継承することになった。このうち経済建 設については、委員会はその権限が委任され る範囲で外国商社と経済的な契約を結ぶこと ができるとした。 先の「要綱案」では、政務委員会は中華民 国政府に対して財政的な支援を行なうとの方 針が記されていたが、この「大綱案」では、

表 6 華北政務委員会歳入予算

(聯銀券1,000円)

	19	40	194	41	194	42	194	43	194	14
酒煙草税	70,000	(42.2)	-	_	-	-	3,077	(0.7)	_	-
統税	_	-	100,000	(38.5)	163,000	(66.3)	33, 903	(8.0)	474, 962	(79.8)
塩税	25,000	(15.1)	53,980	(20.8)	35,000	(14.2)	43,610	(10.3)	74,642	(12.5)
鉱産税	_	-	_	_	_	-	7,505	(1.8)	_	_
巻煙草税	_	-	-	_	_	-	147, 200	(34.8)	_	_
所得税	_	_	-	_	-	-	27,671	(6.5)	_	_
関税	55,000	(33.1)	62,000	(23.8)	20,000	(8.1)	12, 724	(3.0)	30, 265	(5.1)
通行税	_	_	-	_	-	-	7,319	(1.7)	_	_
印紙税	_	-	_	_	_	-	5, 383	(1.3)	_	_
阿片税	10,000	(6.0)	20,000	(7.7)	18,000	(7.3)	14, 553	(3.4)	_	_
租税収入計	160,000	(96.4)	235, 980	(90.8)	236,000	(95.9)	302, 947	(71.7)	579,869	(97.5)
過年度関税余剰	-	-	10,000	(3.8)	-	-	57, 949	(13.7)	_	_
関税担保外債積立金	_	_	-	_	-	-	18, 924	(4.5)	4, 135	(0.7)
国民政府からの補填	_	-	5,000	(1.9)	_	-	_	-	_	_
公債金	_	_	_	_	_	_	30,000	(7.1)	-	_
雑収入	6,000	(3.6)	9,000	(3.5)	10,000	(4.1)	12,726	(3.0)	10,896	(1.8)
歳入総計	166,000	(100.0)	259,980	(100.0)	246,000	(100.0)	422, 546	(100.0)	594,900	(100.0)

出所:1940・43年度は表 4 と同じ、41年度は「民国30年度華北政務委員会一般会計歳入歳出概算」(B06050121300)、42 年度は「華北政務委員会民国31年度予算編成ノ件」(B0412367340)、44年度は「民国33年度華北政務委員会予 算」(「支那事変ニ伴フ状況報告 在北京日本大使館執務報告」)(B05014009100)

(備考)

①1941年度の歳出(表7) のうち、国民政府納付額39,980千円の財源として関税の40%、塩税の30%が充当されることになっている。原資料によれば、控除後の関税・塩税額はそれぞれ37,200千円、32,800千円であるが、これによって控除前の塩税額を算出すると46,857千円で、同税を含めた歳入総額は252,857千円となり、歳出総額259,980千円と一致しなくなる。原資料でも歳入出予算額は259,980千円となっているので、表6では、関税額と塩税額をそれぞれ控除以前の62,000千円と53,980千円として歳入総額が259,980千円になるように修正した。

②1944年度の所得税は統税に含まれる。

表 7 華北政務委員会歳出予算

(聯銀券1,000円)

	19	40	19-	41	19	42	19	43	19	44
政務費	35, 374	(16.5)	32, 493	(12.5)	42, 464	(17.3)	55, 535	(13.1)	106, 303	(17.9)
内務費	925	(0.4)	2,065	(0.8)	2,581	(1.0)	4,019	(1.0)	2,859	(0.5)
財務費	9,818	(4.6)	19,436	(7.5)	21,951	(8.9)	32, 749	(7.8)	34,632	(5.8)
治安費	39,744	(18.5)	49,250	(18.9)	55,523	(22.6)	64,851	(15.3)	96,000	(16.1)
教育費	7,961	(3.7)	12,439	(4.8)	13,905	(5.7)	18, 557	(4.4)	22,986	(3.9)
実業費	8, 298	(3.9)	13,966	(5.4)	19, 179	(7.8)	60, 527	(14.3)	_	-
経済費	_	-	_	-	_	_	_	-	12, 453	(2.1)
農務費	-	-	_	-	_	-	_	-	75, 293	(12.7)
建設費	37,070	(17.3)	38, 248	(14.7)	39, 366	(16.0)	77, 197	(18.3)	119,039	(20.0)
司法費	1,351	(0.6)	5,852	(2.3)	6,464	(2.6)	9, 265	(2.2)	15,883	(2.7)
粛清工作費	_	-	19,000	(7.3)	20,044	(8.1)	62, 251	(14.7)	44, 448	(7.5)
省・市補助費	18,929	(8.8)	13,942	(5.4)	9,522	(3.9)	13,000	(3.1)	_	-
国民政府納付額	-	-	39,980	(15.4)	_	-	_	-	-	_
蒙古連合政府送付額	-	-	6,000	(2.3)	_	-	_	-	-	_
国有企業資本金	40, 490	(18.9)	_	_	_	_	_	-	_	-
予備費	6,500	(3.0)	7,892	(3.0)	15,000	(6.1)	24, 591	(5.8)	65,000	(10.9)
その他とも歳出総計	214, 479	(100.0)	259,980	(100.0)	246,000	(100.0)	422, 546	(100.0)	594,900	(100.0)

出所:表6と同じ。

(備考)

- ①単位は、1940・1943年度が聯銀券1,000円、41・42年度が1,000元
- ②1940年度は、48,479千円の赤字予算。
- ③1944年度の綏靖費は治安費に、工務費は建設費にそれぞれ読み替えた。

表 8 華北政務委員会「政務費」予算内訳 (1.000	表 8	華北政務委員会	「政務費」	予算内訳	(1 000
-----------------------------	-----	---------	-------	------	--------

	1939年度実績額	1940年度査定額	1941年度概算
華北政務委員会	998	542	4,663
中央公務員懲戒委員会	12	13	-
侍衛処及衛隊	118	139	218
新民会補助金	6,000	7,500	14,000
新民学校	485	271	656
高等警察学校	-	-	365
粛清清郷工作費	19,000	19,000	19,000
軍事顧問事務室	67	30	33
郵政総局	384	385	500
日華経済協議会	180	50	199
故宮博物院	104	104	271
古物陳列所	68	63	104
国学書院	_	_	60
救済委員会	-	-	30
中央防疫委員会	702	455	-
支那人医師養成所	_	100	_
駐満通商代表事務所	55	52	-
神戸・横浜・長崎事務所	86	42	-
朝鮮各地外交事務所	110	50	-
物資調節委員会	5	12	12
物資検査所	38	_	-
聯合委員会	73	_	-
各会部長官公費	312	312	-
政委顧参諮薪公費	335	348	_
新聞検査所	12	12	-
儲材館館員賞与	52	157	-
中華航空会社補助	2,200	2, 200	3,714
華北航業総公会補助金	-	-	850
仏教同願会補助金	-	-	60
青島飛行場施設費	-	700	_
情報処	79	200	400
行政委員会印刷所	_	2,732	4,947
蘇北地区経費立替金	ı	3, 335	1
政費その他とも計	30,763	38, 808	32, 493

出所:「中華民国二十九年度歲出概算查定並前年度実績対照表」「民国三十年度華 北政務委員会一般会計歲入歲出概算」(A06050121300)

(備老)

②1941年度の華北政務委員会費には「臨時処理法務委員会費」を含む。

政務委員会が徴収した関税をいったんは民国 政府に送付した後、同額を民国政府が経済開 発費として委員会に交付するという方式に改 められた。つまり、政務委員会は民国政府に 治めた関税を経済開発という特定の目的に限っ て支出することができ、実質的には財政的な 支援を行なわないことになった。

このように、「要綱案」と「大綱案」の両案によって、華北政務委員会は北京、天津の2大都市を含む華北の中心部を統治することになり、中央官庁として6部3庁体制の組織を固め、鉄道、道路、港湾等のインフラ整備、

放送通信設備を担いながら、独自の治安部隊 をもつことになったのである。

政務委員会の1940~44年度までの歳入出を示したのが表6及び表7・表8である。歳入(表6)では、41年度までは統税と関税、塩税が3本柱であるが、42年度になると関税収入が激減し、統税が歳入を支える形になる。また阿片収入も10%弱の比率を保っている。先に表1で検討した冀東政権の歳入では、阿片は専売制が採用されていたが、政務委員会では税収方式になっている。

43年度になると、それまで統税に入ってい

①清郷粛清工作費は1941年度は政費から独立しているが便宜上同費に計上した。

た巻煙草税が独立して計上されたために、同 税が税目としては首位に立った、またこの年 度には初めて直接税として所得税が導入され るが、翌44年度にはこれらは再度統税に一本 化されて歳入総額の8割を占め、総じて政務 委員会の歳入は統税によって支えられていた といえる。

租税以外の歳入では、41年度の中華民国政 府からの補填と43年度の公債収入及び関税剰 余金が目立つ程度で、安定した収入科目では ない。このうち、公債収入は43年度にしか見 られず、日本のように巨額の戦時公債を発行 した形跡はないようである。

歳出に関しては,一般会計全体を眺めた表 7と同表の政務費の内訳を示した表8の2表 を示す。まず、表7によれば、臨時政府の歳 出と同様に「治安費」と「粛清工作費」の治 安関係費が多く, 次いで建設費, 政務費, 経 済費・農務費(44年度)と続く。1944年度に 実業費から分かれて農務費が独立するのは戦 時の食糧対策が本格化するためである。これ 対して省・市への補助金は次第に減額され, 地方財政が圧迫されていく。

このうち政務費ついて、39・40・41年度の の内訳を示した表8によれば、政務委員会費、 郵政,外交,博物館等の一般的な経費に加え て, 前述の新民会への補助金, 清郷工作費, そして中華航空会社への補助金が多い。

臨時政府および政務委員会から多額の補助 金を受けていた新民会の省・市別の配置を示 したのが表9である。県・市に設置される総 会と県事務所は、華北省と山東省が多く、北 京や天津, 青島には直轄総会が置かれた。職 員数は総計で4,300人を超え、日系と中国系 の比率は1:2程度である。また正会員と替 助会員は圧倒的に河北省に集中し、北京では 青少年の会員数も多いのが特徴的である。

次の表10は新民会の予算である。表8では 1941年度の政務委員会による新民会への補助 金は概算で1,400万円であったから、表10に

	直轄総会	道事務所	県 市総会 県事務所	工作班	職員数 (日系)	同 (中国系)	分会数	正会員数	協賛 会員数	青少年 団員数	婦女少女 団員数
河北省	1	8	127	3	521	1, 111	2,429	63,612	250, 491	84, 762	25, 134
山東省	1	10	122		411	525	232	9,080	33,059	30, 247	6, 112
山西省	1	3	66	8	479	389	129	3,352	33, 235	714	
河南省	1	2	37	2	208	256	54	3, 131	2, 172		
蘇北地区	1	1	18		1.45	110	91	522	9,699	3, 329	2,031
安北地区				9	145	119					
北京特別市	1				23	85	18	127	34,843	3,320	316
天津特別市	1				24	57	25		29,468	317	
丰良胜则古	1				99	E9	0	00	1 664	222	

2,595

2,986

新民会配置及び人員(1941年)

出所:「新民会配置要図 昭和16年1月19日調」(C07092283000) (備考)

352

79, 923 | 394, 631 「昭和16年1月 新民会関係諸表」(C07092283200)

123,021

33, 593

①蘇北地区は江蘇省北部,安北地区は安徽省北部をさす。

8

②工作班数は,「民治工作班」と「従軍政治工作班」の計。

表10 新民会歳出予算(1941年)

1.834

	1938		1939		1940		1941	
人件費	1,066	(42.3)	2,355	(39.0)	7,365	(53.8)	8,833	(47.2)
事務費	719	(28.6)	1,454	(24.1)	2,428	(17.7)	2,523	(13.5)
工作費	623	(24.7)	1,951	(32.3)	3,781	(27.6)	6,507	(34.8)
雑費とも合計	2,518	(100.0)	6,041	(100.0)	13,701	(100.0)	18,700	(100.0)

出所:多田部隊本部「昭和16年1月 新民会関係諸表」(C07092283200)

ある同年度の経費1,870万円の75%にも相当 し、文字通り新民会は政務委員会の丸抱え組 織であった。

政務費以外の各費について、41年度に限ってではあるが主な経費をひろってみると、華北防疫委員会800千円、華北衛生研究所250千円(内務費)、華北統税総局6,460千円、華北禁煙総局3,981千円(財務費)、北京大学5,498千円(教育費)、華北農事試験場7,000千円、華北棉産改進会補助金2,500千円、中日実業公司一時借入金960千円、華北労工協会補助金683千円、鑿井補助金600千円(以上実業費)、建設総署28,000千円(建設費)がある²⁴。

このうち建設費については、金額も大きいのでその内訳を知りたいところであるが、表8の概算表では分からないので、1941年度の建設公署の追加予算によってその一端を伺うと、管理費、公路(道路)費、水利費、航空施設費(飛行場建設費)からなる事業費3,300千円と「恵民土木費」(救農土木事業費)1,700千円の合計5,000千円が計上されている²⁵。

国民政府との財政関係では、先の「要綱案」では政務委員会は中華民国政府に対して財政援助を行なうことが記され、「大綱案」ではいったん同政府に納付した関税を経済開発費として政務委員会に再交付するとあったが、実際の予算上はどうか。表7では、1941年度のみに民国政府納付額として39,980千円が計上され、この財源として表6の関税収入の40%と塩税収入の30%を充当することになっていた。また同表では、41年度に蒙古連合自治政府への補助金6,000千円が計上されている。

最後に、特別会計に関しては、1941年度に出資、市街建設、彩票、印刷局、華北救済委員会、物資調節委員会の6つの特別会計について、規則の制定や予算編成を行なうことになっていた⁵⁶。このうち先の臨時政府から引き継がれた投資(出資)特別会計は、1940年度に、会社出資金として24,877千円を計上し、井陘・中興の両炭鉱で2,521千円、華北電電と

華北電業の両社で11,056千円,華北交通6,000 千円,華北塩業2,000千円等の出資を予定した⁵⁷。

また都市事業特別会計の1940年度分については、歳入が土地売却収入8,158千円、聯銀からの借入金8,019千円に対して、歳出は事業費15,110千円と前年度歳入不足補填1,067千円で、歳入出の総額は16,177千円となっている⁸⁸。

4 中華民国維新政府及び中華民国国 民政府(汪兆銘政権)

1938年3月に中支那派遣軍の指導で南京に成立した中華民国維新政府の歳出を示したのが表11である(歳入は不明)。38年度は治安費が最大で、省・市への補助金と特別工作費がそれに続く。翌39年度は治安費の比率にはほとんど変化がないが、省・市補助金と地方救済費が大きく伸びている。

続く表12及び表13が1940年3月に維新政府を継承して同じく南京で成立した中華民国政府(汪兆銘政権)の歳入出である。

表11 維新政府歳出予算 (1,000元)

	1938 (4	~12月)	1939 (1	~12月)
行政院	699	(4.1)	1,420	(3.7)
立法院	480	(2.8)	704	(1.8)
外交部	466	(2.7)	684	(1.8)
内政部	775	(4.5)	3,015	(7.8)
財政部	685	(4.0)	1,701	(4.4)
治安部	2,769	(16.2)	5,810	(15.0)
教育部	445	(2.6)	1,154	(3.0)
実業部	726	(4.2)	1,010	(2.6)
交通部	399	(2.3)	593	(1.5)
司法部	199	(1.2)	2,282	(5.9)
機密費	1,570	(9.2)	1,800	(4.7)
特別工作費	1,900	(11.1))	
省市補助金	1,975	(11.6)	18, 223	(47.1)
地方救済費	950	(5.6)	10, 223	(47.1)
救恤金	286	(1.7)	J	
その他とも計	17,083	(100.0)	38,669	(100.0)

出所:維新政府ノ財政」(『第七十五回帝国議会 興亜院 経済部第四課関係参考資料』(B02031399100・B 02031399200)

(備考)

1939年度の18,223千円は臨時部の合計額で,主要なものは,宣伝費1,490千円,省政府補助費2,650千円,特別工作費1,900千円,治安部特別費1,800千円である。

まず歳入では、統税と関税が2本柱で、42 年度から所得税と特税がある程度の地位を占 めるようになる。租税以外では、各省からの 繰入が大きく、43年度は歳入総額の2割を占 めるまでになり、財政の中央集権化が進んだ ことを示している。

次に歳出。軍務費の比率が急速に上がり、43 年度は総額の半分に達している。軍事費の上

表12 中華民国国民政府歳入予算

(1,000元)

	1940年度		1942年度下期		1943年度上期	1943年度下期	計	
関税	118,000	(45.9)	98, 100	(33.1)	97, 200	172,015	269, 215	(19.5)
塩税	13, 142	(5.1)	29, 190	(9.9)	32,700	54,000	86,700	(6.3)
統税及び臨時特税	65, 427	(25.4)	89, 392	(30.2)	181,716	213,534	395, 250	(28.7)
酒煙草税	601	(0.2)	1,912	(0.6)	2, 191	6,000	8, 191	(0.6)
印紙税	232	(0.1)	1,654	(0.6)	2,140	4,200	6,340	(0.5)
鉱産税	_	-	2,404	(0.8)	2,804	2,804	5,608	(0.4)
所得税	1,100	(0.4)	14,400	(4.9)	20,400	30,000	50,400	(3.7)
特税	_	-	19,800	(6.7)	16,470	18,000	34,470	(2.5)
通行税	_	-	5,400	(1.8)	5,400	9,000	14,400	(1.0)
阿片税	12,500	(4.9)	_	_	_	-	_	-
蚕糸建設特税	4,770	(1.9)	1,210	(0.4)	4,650	10,800	15,450	(1.1)
租税収入計	215,772	(83.9)	263, 462	(88.9)	365, 672	520, 353	886,025	(64.3)
国営事業収入	191	(0.1)	-	-	1,256	3, 125	4,381	(0.3)
国家行政収入	756	(0.3)	_	-	2,062	2,288	4,350	(0.3)
国有営業純益	_	_	_	-	25,923	7,923	33,846	(2.5)
各省繰入収入	_	-	32,734	(11.1)	111,585	152,782	264, 367	(19.2)
特種協款収入	18, 200	(7.1)	_	-	5,000	2,500	7,500	(0.5)
新規借入	22,000	(8.6)	_	_	_	_	_	-
関税外債基金収入	_	-	_	-	32, 100	55, 200	87,300	(6.3)
その他とも歳入総計	257, 121	(100.0)	296, 196	(100.0)	543,610	834, 183	1, 377, 793	(100.0)

出所:1940年度は支那派遣軍総司令部「占拠地域統計 其ノ1」(B08060392000),42年度下期は「国民政府民国31年下期予算編成ノ件」(C04123808800)。43年度上期は「中国租税制度概要」(B02032974800),下期は「国民政府民国32年下期予算」(B02032974900)

(備考)

- ①1940年度は1940年4月~1941年3月。
- ②単位は、1940年度が法幣1,000元、1943年度が1,000儲備券。
- ③統税は、巻煙草、葉煙草、綿糸布、燐寸、セメント、アルコール、小麦粉、麦酒に課税。
- ④各省繰入収入は「解款収入」と、特種協款収入は「特別収入」とそれぞれ表記される場合がある。

表13 中華民国国民政府歳出予算

(1,000元)

	1940年度		1942年度下期		1943年度上期	1943年度下期	計	
国務費	21,606	(8.4)	17,977	(6.1)	31,036	39,538	70,574	(5.1)
内務費	26,838	(10.4)	13,847	(4.7)	14,081	12, 199	26, 280	(1.9)
外交費	2,393	(0.9)	4, 192	(1.4)	6,879	9,309	16, 188	(1.2)
財務費	17,670	(6.9)	23, 362	(7.9)	36, 244	66,553	102,797	(7.5)
軍務費	70,856	(27.6)	128, 471	(43.4)	220,649	424, 583	645, 232	(46.8)
実業費	2,969	(1.2)	2,885	(1.0)	4,695	5, 353	10,048	(0.7)
交通費	3, 107	(1.2)	1,362	(0.5)	1,478	2902	4,380	(0.3)
教育文化費	7,207	(2.8)	5, 435	(1.8)	6,733	10,691	17,424	(1.3)
司法費	4,537	(1.8)	4,599	(1.6)	5,864	11,491	17,355	(1.3)
事業費	39,740	(15.5)	31, 193	(10.5)	25,813	57, 365	83, 178	(6.0)
撫恤費	1,770	(0.7)	1,200	(0.4)	1,200	1,200	2,400	(0.2)
国有事業資本支出	_	-	_	-	7,537	-	7,537	(0.5)
補助費	34, 289	(13.3)	18,036	(6.1)	87,994	112, 491	200, 485	(14.6)
臨時付加費	_	-	32,400	(10.9)	74,400	48,000	122,400	(8.9)
特種建設基金	_	-	_	-	5,000	2,500	7,500	(0.5)
その他臨時費	9,095	(3.5)	_	-	3,800	6,000	9,800	(0.7)
予備費	15,040	(5.8)	-	_	10,200	24,000	34, 200	(2.5)
歳出総計	257, 121	(100.0)	296, 196	(100.0)	543,610	834, 183	1,377,793	(100.0)

出所:表12と同じ。

昇に関しては、「投降シツツアル帰順軍隊ノ経費ヲ支弁スルコト〔が〕今日ノ同政府財政上容易ナラサル負担」といわれた。こうした重慶政府軍の帰順部隊に対する支援費は、1943下期の予算増額37,000千元とその3分の2の増額分を合わせて約61,670千元にも及ぶと見積もられた[™]。

軍事費以外の経費では、補助費(内容は前身の維新政府の歳出から見て地方財政への補助金であろう)と事業費しか見るものがない。

当該期における全体的な財政改革に関しては、1942年9月に興亜院が発表した「支那建設基本方策^{®1}」によれば、南京の汪政権、華北政務委員会、蒙彊政府に分立する各地の傀儡政府の「地方自治」を保持し、日本政府の「指導」の下にそれぞれ財政基盤の整備確立を図るとしている。いわゆる「分治方針」の徹底である。

租税制度の改革に関しては、(1)内国税、特に直接税を充実させる、(2)海関金単位制度を廃止し関税率を改正する、(3)塩税の整理統一を図る、などが重要な施策とされた。そのうち、直接税の増徴という方針は、表12で所得税の伸長となってその成果が表れているといえよう。

その他の歳入出に関わる改革としては,

(1) 彩票の発行と手数料の拡充,(2) 一般経費は,健全財政主義の下に,治安の確保と経済力の確立発展,民生の安定に重点を置く,(3) 赤字公債の発行は原則として回避し,やむを得ない場合は事業投資のみに充当する,(4) 公債発行にあたっては発券銀行の引受けによらず公募で資金を調達し,公債会計を特別会計とする,(5) 各地政府に治安駐兵費用を分担させる,(6) 歳入の確保を図るために,「私塩」「私煙草」「私阿片」等の脱税品の取締りを強化する,(7) 専売制度と公共事業の国営については,中国人官吏の資質に鑑みて慎重に実施する,などとした。

一方の歳入増加策については、公債発行に よる財源調達は「物価金融等ノ情況ニ顧ミ慎 重考慮ヲ要スル」として、それ以外の方法に よる財源調達を考慮した。いうまでもなく深 刻さを増すインフレによる財政破たんを警戒 しているのである。

具体的な歳入増加策としては、租界内居住の中国人への所得税、営業税等及び生活必需品を除く物資への転口税(貨物税)の増徴、塩価の引上げ、英米煙草トラストの処理、敵産の売却、塩専売の実施が挙げられている。

ここで挙げられている「英米煙草トラスト」とは、英米資本による中国最大の煙草会社であり、その中核である「頤中煙草公司」は、アジア太平洋戦争開始時には、上海、天津、青島に計5工場を所有し、紙巻煙草の巻揚機を360台も備え付けていた大工場で(当時日本の専売局は480台)。同社はまさに「従来支那市場ニ於ケル煙草事業界ニ君臨」し、「在支英米権益中最モ大ナルモノ」であった。

日本はますます不利になる戦局を打開するために、このトラストを接収して中国のその他の煙草工場と合わせて新会社を設立し、「中国側ノ税収確保ニ付特ニ配慮」することにした。具体的には、北支と中支にそれぞれ葉煙草の耕作助成、収買及び輸移出入、煙草及び原材料の製造と輸移出入、販売を統一的に行なう新会社を設立する。その場合、日本軍に加担して重慶政権に宣戦した中華民国政府に配慮するために、新会社を日支合弁とし、その資本を「日支折半」とした。また会社の総裁と役員は中国人とした。。

同年度以降の民国政府財政の特徴を考える際に注目する必要があるのが、同政府が1943年1月に日本と同盟してアジア太平洋戦争に参戦する代償として実施された、日本人に対する治外法権の一部撤廃による日本人への課税である。すなわち、「中華民国ニ於ケル日本国臣民ニ対スル課税ニ関スル日本国中華民国間条約」(1943年9月10日調印)は、その

表14	1944年度農業増産予算
4X 14	1344472局表均作14

(1,000円)

(1)	糧食部	30,905	(1)	糧食部	73, 215
	①主要食糧試験研究費	12, 172		①主要食糧増産施設費	69,405
	②採種事業補助費	450		②技術員訓練費	2,810
	③農業改善実験区事業補助金	1,500		③增産推進事務費	1,000
	④血清製造施設費	13, 282			
	⑤農村指導人員訓練費	2,500			
	6 農産推進事務費	1,000			
(2)	社会福利部	2,550	(2)	社会福利部	2,550
				①農民福利施設助成費	2,550
(3)	実業部	20, 347	(3)	実業部	70, 257
	①綿試験研究施設費	10,497		①繊維及び特用農産物増産施設費	59,770
	②麻試験研究施設費	1,500		②棉作技術員訓練費	1,487
	③蚕糸試験研究施設費	5,862		③開墾事業費	6,000
	④棉作技術人員訓練費	1,486		④休閑地利用促進費	2,000
	5 増産推進事務費	1,000		⑤ 増産推進事務費	1,000
(4)	合作事業委員会	2,800	(4)	合作事業委員会	23,000
				①農業増産運動経費	20,200
				②合作社農業指導員訓練費	1,800
				③增産推進事務費	1,000
(5)	農業増産対策委員会	1,585	(5)	農業増産委員会	1,585
				①奨励費	1,085
				②增産推進事務費	500
(6)	省市政府補助金	1,510	(6)	建設部	9,000
(7)	合作社補助金	119,910		①排水施設改良費	9,000
	①棉作普及費	30,000			
(8)	准海省補助金	8, 186	(7)	准海省補助金	8, 186
(9)	予備	52, 206	(8)	予備	52, 206
	政府関係増産予算計	240,000		計	240,000

出所:「民国三十三年度農業増産予算」「民国三十三年度農業増産関係各機関別主要予算」 (『大東亜戦争中ノ帝国ノ対中国経済政策関係雑件 食糧需給対策関係』第3巻 (B08060396500・B08060396600))

前文で「大日本帝国政府及中華民国国民政府 ハ昭和十八年一月九日調印ノ戦争完遂ニ付テ ノ協力ニ対スル共同宣言ノ本旨ニ従ヒ同日調 印ノ租界還付及治外法権撤廃等ニ関スル日本 国中華民国間協定ノ規定ニ基キ日本国カ中華 民国ニ於テ有スル治外法権ニ関シ先ツ日本国 民ニ対スル中華民国ノ課税ニ関スル法令ノ適 用ニ付左ノ通協定セリ」とうたい、民国政府 の戦争協力に対して租界の返還と日本人に対 する課税を承認するとした。

具体的には、民国政府の租税である国税 (塩税・統税・酒煙草税・印紙税・鉱業税・ 蚕糸建設特捐・臨時特税・通行税・出産税・ 牲畜税・屠宰税・物品税・契税・田賦)と、 地方税(箔類税・乾繭特捐・田賦・契税・地 税)を日本人にも賦課し⁵⁸、この課税によっ て民国側は1943年8月~44年3月の8か月で 7,993千円(税率の違いによっては10,208千 円),44年4月以降は年間20,373千円(同23,693千円)の歳入増加を見込んだ⁵⁵⁸。この金額を表12の各税と比較すると,43年度上期の所得税程度の額になる。

44年度以降の政府財政についての統計は収集できていないが、1943年11月の大東亜会議によって「大東亜共栄圏」内の傀儡政権の結集を図り、その中心となる中国で中華民国政府が企図する「治安保障・生産増強・思想粛清の三大工作⁸⁴」を全面的に支援したい日本軍としては、戦時生産力の増強とインフレ対策という点から、何よりも生産の増強、とりわけ食糧の増産が最優先の課題であったことはいうまでもない。

民国政府の中央省庁で食糧増産を担当するのは実業部であるが、1943年度までの歳出を示した表13ではその経費は極めて少額である。 しかし1944年度になると農業関係の増産対策

表15	1944年度農業増産経費総概算	(1,000円)

(1)	農業増産運動費	22,750
(2)	耕地開拓改良及び促進休閑地利用費	17,000
(3)	主要食糧増産施設費	69,405
	①試験研究施設費	12, 172
	②試験繁殖及び模範事業補助費	14,650
	③指導奨励費	24,800
	(ア) 施肥改善指導費	1,200
	(イ) 稲作促進耕種技術指導奨励費	17,400
	(a) 苗代品評奨励費	3,000
	(b) 害虫防除奨励費	6,600
	(c) 除草指導奨励費	3,600
	(d) 稲作栽培選種指導奨励費	4,200
	(ウ) 麦作促進耕種技術改良及び休閑地利用促進奨励費	1,800
	(エ) 甘藷栽培指導奨励費	400
	(オ) 脱穀機購入補助	2,000
	(カ) 耕作牛購入補助	2,000
	④種畜配置費	4,500
	⑤血清製造施設費	13, 282
(4)	繊維及その他特用農産物増産施設費	59,770
(5)	技術人員訓練費	6,096
(6)	奨励費	1,085
(7)	推進増産事務費	3,500
	計	179,607

出所:「民国三十三年度農業増産経費総概算」(『大東亜戦争中ノ対中国経済 政策関係雑件 食糧需給対策関係』第3巻 (B08060396500)

表16	軍資金に	上ス	合 煜	(1,000円)
-1X IU	프 B ㅠ VC	ውወ	12・7里・17年	(1.0001)

農業増産対策費	2,600
①中支農業増産助成費	2,000
②北支地区農業増産助成費	400
③蒙彊地区農業増産助成費	200
大運河改築費	1,000
新国民運動費	300
文化救恤費	750
①戒煙助成費	200
②癩病院助成費	50
③中国船員養成費	100
④遷都記念与賞費	400
治安費	1,000
①愛路工作及び清郷指導費	500
②愛防工兵隊指導費	500
予備費	350
計	6,000

出所:「国民政府ニ関シ軍資金交付ニ関スル件(民国)33.5.24」 (『大東亜戦争中ノ帝国ノ対中国経済政策関係雑件 食糧需給対策関係』 第3巻(B08060396500)

表17 蒙古連合自治政府歳入予算 (蒙銀券1,000円)

	19	939	1940		1943	
田賦	2,449	(19.2)	-	-	_	_
営業税・法人税・営業所得税	1,402	(11.0)	_	-	8,489	(10.2)
出産税	506	(4.0)	_	-	5,307	(6.4)
牲畜税・屠宰税	115	(0.9)	-	-	1,636	(2.0)
統税	1,814	(14.2)	8, 186	(13.9)	23,400	(28.2)
酒煙草税	591	(4.6)	1,926	(3.3)	4,200	(5.1)
物品税	-	-	-	-	3,500	(4.2)
通行税	_	-	_	-	675	(0.8)
印紙税	223	(1.7)	767	(1.3)	_	-
鉱税	1	(0.0)	30	(0.1)	90	(0.1)
交易所及び交易税	_	-	2,050	(3.5)	_	-
阿片税	-	-	7,602	(12.9)	_	-
関税	2,443	(19.2)	12,000	(20.4)	5,000	(6.0)
雑税	-	-	-	-	64	(0.1)
その他税収	-	-	11,251	(19.1)	_	-
特別会計繰入	3,060	(24.0)	-	-	_	-
国営事業収入	_	-	1,025	(1.7)	-	-
官業収入	-	-	-	-	21,746	(26.3)
官有財産収入	_	-	_	_	1,742	(2.1)
雑収入	26	(0.2)	3,703	(6.3)	2,571	(3.1)
新規借入	_	_	10, 266	(17.5)	-	-
歳計剰余金	_		_	_	4,420	(5.3)
歳入総計	12,746	(100.0)	58,806	(100.0)	82,840	(100.0)

出所:1939年度は「蒙古連合自治政府ノ財政」(『第75回帝国議会興亜院経済部第4課関係参考資料』B02031399300) 40年度は「占拠地域統計 其ノ1 昭和十六年二月調製 支那派遣軍総司令部」(B08060392000)・43年度は「中華民国予算一覧表」(B0203297480)

表18 蒙古連合自治政府歳出予算 (蒙銀券1,000円)

	1939		1940		1943	
総務部 (国務費)	7,907	(31.3)	1,548	(3.9)	39, 240	(47.4)
総務本部	622	(2.5)				
地政総署	924	(3.7)				
牧業総局	134	(0.5)				
畜産関係費	681	(2.7)				
営繕費	2,099	(8.3)				
治安部	6,213	(24.6)	31,857	(79.9)	27,610	(33.3)
軍事費	2,100	(8.3)				
特別警察費	1,087	(4.3)				
臨時警備費	1,288	(5.1)				
財政部	1,925	(7.6)	_	_	-	_
国税徴収費	1,270	(5.0)				
建設費	_	-	6,443	(16.2)	-	-
産業部	439	(1.7)	_	-	5,957	(7.2)
産業本部	227	(0.9)				
産業開発費	146	(0.6)				
農林試験場	47	(0.2)				
交通部	3,877	(15.3)	_	-	-	_
特別会計繰入	3,541	(14.0)				
教育費	_	_	_	-	1,615	(1.9)
民政部(民生費)	4,273	(16.9)	_	_	1,672	(2.0)
政庁及び盟公署	1,593	(6.3)				
行政費補給金	1,294	(5.1)				
官立医院	268	(1.1)				
司法部	653	(2.6)	_	-	-	_
宗教費	_	_	_	-	280	(0.3)
衛生費	-	-	_	-	1,464	(1.8)
償還費	_	-	_	-	5,000	(6.0)
その他とも歳出総計	25, 289	(100.0)	39,848	(100.0)	82,838	(100.0)

出所:表17と同じ。

表19 蒙古政府の特別会計収支(1939年度)

至13	家口吹/nj ∨/1寸/nj	云司权义(1333千尺)	(1,000円)
歳	入	歳	出
政府債特別会計	28, 185	政府債特別会計	28, 185
投資特別会計政府債	15,969	投資特別会計繰入	15,969
一般会計政府債	9,650	一般会計繰入	9,650
郵電事業特別会計政府債	1,300	郵電事業特別会計繰入	1,300
都市建設局政府債	866	都市建設局繰入	866
住宅特別会計政府債	400	住宅特別会計繰入	400
清査権運特別会計	25, 299	清査権運特別会計	22, 176
清査収入	24,605	清査権運総署	18,098
塩税収入	694	一般会計繰入	3,000
投資特別会計	17,731	投資特別会計	17,731
貸付回収金	1,500	貸付金	1,500
一般会計繰入	150	政府債整理基金特別会計繰入	1,919
政府債特別会計繰入	15,969	準備金	14, 255
都市建設局特別会計	3,035	都市建設局特別会計	3,035
土地収入	1,051	建設事業費	25, 554
政府債特別会計繰入	866	政府債整理基金特別会計繰入	73
繰越金	1,115		
政府債整理基金特別会計	2,468	政府債整理基金特別会計	2,468
一般会計より繰入	413	政府債償還	1,500
投資特別会計より繰入	1,919	政府債利息	968
都市建設局特別会計より繰入	73		
住宅特別会計より繰入	45		
郵電事業特別会計より繰入	15		

出所:前掲「蒙古聯合自治政府ノ財政」(B02031399300)

予算は、表14にみられるようにその総額は240,000千円にも上り、おそらく同年度から巨額の政府予算を投入した大規模な食糧増産対策が始まったとみられる。

まず表14によれば、左側の増産費は、糧食部と実業部(表13では実業費に相当する)に属する主要食糧、棉、麻等の試験研究費と血清製造施設費以外はほとんど合作社に対する補助金に使用することになっている。これに対して右側では、糧食部と実業部がそれぞれ主要食糧と繊維及び特用農産物の増産施設費を、さらに合作事業委員会が農業増産運動費を負担するという形式をとっている。つまり、糧食部による主要食糧の増産対策と実業部による繊維(棉花)と特用農産物の増産が合作社への補助によって推進されているのである。

合作事業委員会とは、満州国で展開された 農村合作社運動に類似した農村の国策協力機 関であろう。またこの合作社は、共産党の農 村部への浸透を阻止するための治安対策でも あった。すなわち、「共産党並新四軍ニ対ス ル思想及政治工作トシテノ観点ヨリスルモ… 農民組織ノ促進ニヨリ国府政治力ヲ都市ノ点 ヨリ農村ノ面ニ及ボスコトハ焦眉ノ急務ト思 考セラレ…国民政府ヲシテ農村合作社ノ拡大 強化ヲ急施セシムルト共ニ我方トシテシテハ 之ニ強力ナル支援ヲ与フル為メ優秀ナル指導 員ヲ派遣シ農業技術ノ指導其他各種ノ斡旋ヲ 為サシムルヲ必要トス[∞]」るのである。

(1.000円)

このうち、主要食糧増産費69,405千円の内 訳を示したのが表15の(3)で、指導奨励費 24,800千円が肥料、稲作、麦作、甘藷の栽培 促進や脱穀機と耕作牛の購入補助費にあてら れている。総じて、当時の華中では、米と綿 花の増産が重視されていたことがわかる。

華中で増産の最大目標とされた米と棉花が、同地域から実際にはどの程度が日本に輸入されたのかを調べると、「中支」からの米及び籾の輸入は、1940年に557,946石(41,037千円)を記録した後、41年に56,001石(1,143千円)と急減し、輸入はこの年が最後になる(「北支」・「南支」はいずれの年も輸入は皆

無である)。

これに対して、同じく「中支」からの棉花輸入は、41年の350,579百斤(42,096千円)から42年の1,134,866百斤(106,561千円)へと増加するが、43年は234,187百斤(18,913千円)、44年165,018百斤(76,472千円)、45年26,536百斤(17,341千円)へと減少している⁵⁶。したがって、44年度の国民政府の米や棉花増産対策は、日本への輸出という点ではほとんど機能していなかったと評価できる。

また農産物の増産対策費については、国民政府の財政の他に、日本軍からも資金が提供されていた。表16がその内訳で、農産増産助成費として200万円が「中支」向けに提供された。また大運河改築費も農業対策と無関係ではない。さらに、運河改築費と同額の100万円が治安対策費にも充当されているのも注目される。

5 蒙古連合自治政府

同政府の財政については、資料の制約上、 表17と表18によって1939・40・43年度の歳入 出を概観するにとどめる。まず歳入では、39 年度では租税収入の田賦(地税)と関税,統 税が、租税以外では特別会計からの繰入金が 多い。それ以降は統税が主となる。これ以外 には40年度の阿片税と、おそらく蒙彊銀行か らの借入金と推測される新規借入,43年度の 官業収入が目を引く程度である。関税が激減 するのは日本からの輸入が減少し、田賦が40 年度計上されないのは地方財政に移管された ためであろう。総じて, 政府歳入は統税や酒 煙草税などの消費税によって支えられている といってよいが、営業税、法人税、営業所得 税の直接税が導入され、1943年度には統税の 3分の1にまでその割合を高めているのが注 目される。

歳出では、経費の細部が判明するのは39年 度のみである(表18)。治安費と一般行政費 (総務費)が大部分を占め、後者に含まれる 畜産関係費681千円の内訳は、家畜防疫処・ 牧業試験場・畜産試験場・種畜牧場・家畜交 易局・獣毛加工伝習所・家畜市場・屠宰場・ 牧野整備費・牧業奨励費***であり、蒙彊地域 の産業の特徴を反映している。農業関係の費 目は、同表では産業開発費と農林試験場費が 少額見られるにすぎない。こうした畜産・家 畜費は蒙彊の経済を支えるとともに、戦時の 食糧増産対策としても重要なのであろう。

特別会計は、政府債・政府債整理基金・住宅・投資・福利奨券・清査権運・都市建設局・郵電事業の8つがあり、これらのうち比較的規模の大きいものについてその収支を表19に示した。大まかな資金の流れは、①政府債会計は、一般会計や特別会計のために政府債(国債)を発行し、獲得した資金を投資特別会計と一般会計に繰入れる、②清査会計は清査収入(阿片の販売収入か)で専売機関の経費を賄い、③投資会計は政府債会計から資金を受け入れて貸付金に充当する、というものである。

むすび

1935年の華北分離工作以降、日本軍の指導と後援によって中国に次々に成立した傀儡政権は、なによりも治安の維持を重視し、傘下の治安部隊の活動費はいうに及ばず、中国共産党の勢力範囲である農村の治安対策にも巨額の経費を投入した。まさに「点と線」から「面」への支配の浸透が課題となっていたのである。

さらに、日本軍は、日中戦争を引き起こしてわずか1年半で内陸侵攻を中止して持久戦に転換せざるを得ず、軍事力の負担は次第に戦時経済の運営を窮屈なものにしていった。

アジア太平洋戦争後は,戦時経済の展開に とって資源の確保が最優先課題となり,中国 でも石炭や鉄鉱石,塩,棉花の増産が続けら れた。こうした資源開発は特殊会社が担当し、 政府は特別会計によって投資を行なったと推 測される。

治安警察費以外の政府財政の支出では、道路や水利事業へのインフラ投資と地方財政への補助金が主なもので、直接的な産業経済費は各種の試験場費を除くとほとんど取るに足らない額であった。またこれらの経費を支弁するための租税収入は、塩税や統税、関税等の消費税が圧倒的で、所得税や営業税の割合は低い。そのうち関税は、船腹不足によって海上輸送力が低下するにつれて、貿易が縮小して金額が減少していく。

このように、「大東亜共栄圏」で資源基地として最も期待された中国占領地ではあったが、そこで成立した傀儡政権による政策課題は、治安の維持と地方財政への補助、及びインフラ投資であったといえよう。

- (1) 「交通部, 冀察政務委員会, 冀東防共自治政府ノ各組織(満支情報ヨリ)」(『北支情報参考資料 第一類 北支一般情勢』アジア歴史資料センター レファレンス番号A09050867000以下同じ)
- (2) 「通州出張報告 昭和十年十一月 支那駐屯 軍司令部」(『毛里英於菟文書』冀東関係資 料 昭和十二年七月 国会図書館所蔵)
- (3) 「冀東防共自治政府成立後の状況 4 密輸の統制」(『外事警察報』第165号 昭和11年4月)57~58頁。
- (4) 1936年6月11日付(前掲『毛里文書』)。
- (5) 同上記事,「5 警備状況」(同誌,58頁)。
- (6) 1936年2月7日付(前掲『毛里文書』)
- (7) こうした試験場の運営以外の農業政策としては、財政経費を伴うものではないが、満州国の支援による庶民金融機関として冀東公司の設立が計画されていた。(「冀東公司設立要網 昭和拾壱年一月十六日 支那駐屯軍司令部」、前掲『毛里文書』所収)。
- (8) 「冀東水利委員会設立ニ関スル経過報告 昭 和十一年十一月十一日」(前掲『毛里文書』)
- (9) 1936年8月31日付(前掲『毛利文書』)

- (10) 前掲「経過報告」
- (II) 「冀東水利委員会事業実施要綱案 民国二十 五年十月二十八日 水利委員会常務委員 関 嘉市」(前掲『毛利文書』)
- (12) 支那駐屯軍も, 冀東地区の支配を強化する 手段として日本人の経済活動を重視し, そ のために, ①日本人の土地商租権の確率, ②居住営業権の取得, ③各種事業に関する 企業権の取得を挙げている(「冀東特別区ニ 於ケル日本ノ権益強化ニ関スル暫行弁法 昭和十一年三月十七日 支那駐屯軍司令部 嘱託 吉田新七郎」(前掲『毛里文書』)。
- (I3) 「興亜院華北連絡部政務局調査所 臨時政府 組織系統表 昭和十四年八月二十五日」(C 04121373800)
- (4) 「北支那政権に如何に協力すべきか」(B 02030921400)
- (5) 「中国聯合準備銀行ヨリノ借入金調」(『各国 財政経済及金融関係雑件 中国の部 華北 財政関係』B06050121200 所収)
- (l6) 「占領地域内海関収入処分要綱」(同上『華 北財政関係』所収)
- (f) 「北支海関収入使用ニ関スル回電案」(同上 『華北財政関係』所収)
- (I8) 「海関剰余金使用計画案」(昭和14年2月19日 北支那方面軍)前掲『華北財政関係』 所収。
- (19) 前掲「回電案」
- (20) 前掲「臨時政府組織系統表」
- ②)「建設公署職員録 民国二十八年1月編」 (『支那地方政況雑纂 官吏任命関係 北支 5 華北政務委員会建設総署及工務総署 1』 (B02031838600)
- (22) B02031739600
- (23) B02131752100
- (24) 「民国三十年度華北政務委員会一般会計歳入 歳出概算」(B06050121300)
- ② 「建設総署民国三十年度一般会計歳出追加予 算概算書」(B06050121300)
- (26) 「民国三十年度華北政務委員会予算施行に関する興亜院華北連絡部長官及華北政務委員会委員長の了解事項」(B06050121300)
- ②)「民国二十九年度華北政務委員会投資特別会計歳出概算(案)」(B06050121300)。また華北政務委員会の投資活動については、柴田善雅『中国占領地日系企業の活動』(日本経済評論社 2008年)が詳しい。

- ② 「民国二十九年度華北政務委員会都市事業特別会計歳入歳出概算」(B06050121300)
- (29) 「支那経済の緊急事態について」(『戦時中の 重要国策決定文書集 中国関係』 2 (B 02032974400)
- (30) 「支那建設基本方策」第四 財政金融方策 (B02030701900)
- (3) 「在支英米トラストノ処理並中国煙草事業整備要網(案)」(『戦時中の重要国策決定文書集 中国関係』1 (B02032974300)
- (3) 「中華民国ニ於ケル日本国臣民ニ対スル課税 ニ関スル日本国中華民国間条約ニ基キ日本 国臣民ノ服スヘキ中華民国法令ノ範囲及適 用ノ熊様 (B02032975100)
- (3) カッコ内の金額は、現地製造の日本清酒に 洋酒の税率(従価45%)を適用する場合、 カッコがない額は、中国酒の税率(従価25%) を適用する場合である(「中国側課税ニ伴フ 居留民団税(民会課金ヲ含ム)収入ノ減少、 在留邦人ノ負担増加並中国側税収入ノ増加 予想額」(B02032974800)。
- (34) 「昭和十九年二於テ実施スベキ重要施策(案) 昭和十九年一月九日 大東亜省支那事務局」 なお、同案では「戦力の増強に関する施策」 として、(1) 緊急軍需物資の増産,(2) 食糧の増産,(3) 棉花の増産,(4) 収買 実施の円滑化、(5) 輸送力の増強を挙げて いる。(B02030527400)。
- (3) 「本年度ニ於テ実施スへキ重要政策ニ関スル件」(谷日本大使から青木一雄大東亜大臣への電報 B02030527500)
- (36) 「大蔵省管理局経済部大陸課 自昭和十五年 至昭和十九年 対中華民国貿易額調」(B 09040304400) 及び『日本外国貿易年表』昭 和18年(上),昭和19年~23年(上)による。
- (37) 「蒙古聯合自治政府ノ財政」(第七十五回帝 国議会興亜院経済部第四課関係参考資料 B 02031399300)

[Abstract]

Financial Affairs of Puppet Government Organized by Japanese Army in Occupied China, 1935–1944

Hirokazu Hirai

In 1935, by cease-fire agreement of the Manchurian Incident, a puppet government was organized by the Japanese army in north China. After the Japanese-Chinese war broke out in 1937, the Japanese army organized puppet states in succession at Beijing and Nan-jing.

For these public finance, main revenue were several consumption taxes, for example, *Tou-zei* (peculiar for China, taxed on important daily merchandise), salt tax, tariff, cigarette tax and so on.

On the other side, annual expenditure consisted of peace and order expense, infrastructure, especially road construction and water-use facilities, and subsidy to local governments. Of these, the most important item was peace and order expense, above all in agricultural area, base of the Chinese Communist Party.

Investments in companies in charge of resource development occurred through special accounts of government. But expense of agricultural examination institution, and expense of natural resources development were few.

As a result, the Puppet Government were burdened with expenses for peace and order, so a rule on economic development was limited. The inconsistency of Japanese war economy was more and more magnified, so serious inflation and lack of food guided the Chinese economy to catastrophe.

Key words: Puppet Government in China, Occupied Area by Japanese Army, Japanese-Chinese War